実施事項

（１）交通事故防止

①．運行管理の徹底

(ｱ) 的確な点呼の実施

点呼の際に運転者の飲酒・疾病・疲労等の健康状態、服装、及び車両点検の実施結果等を確認する。また、事前に道路、交通、気象状況等を把握し、点呼時にそれらに関する必要な注意事項について適切に指示する。

特に、補助者による点呼実施時には徹底を図る。

(ｲ) 飲酒運転防止の徹底

飲酒運転撲滅対策を強力に推進するため、飲酒運転に対する意識改革を高めるとともに、アルコール検知器の効果的活用等飲酒運転防止対策マニュアルに基づく措置を着実に実施する。

(ｳ) 過労運転の防止

ａ．適切な運行計画及び乗務割を作成する。作成にあたっては、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守するとともに、運転者の勤務状況を確実に把握し、過労等に十分注意して運転者の交通労働災害を防止する。

ｂ．作成した運行計画はできる限り早期に運転者に明示し、体調を整えさせること。

(ｴ) 運転者の管理

ａ．安全運転に係る社内規程等の内容について再確認をさせ周知徹底を図る。

ｂ．運転者の運転技能、運転適性、健康状態、身上等の把握に努めるとともに、運行計画等の作成にあたっては、把握した状況を適切に活用すること。

ｃ．疲労、病気、家庭事情等により、乗務困難な運転者の出現に備え、運転交替要員を予め指名する。

ｄ．事故の記録・運転者台帳の作成・保存を行い、運転者の適切な管理に努める。

ｅ．特定の運転者に対しては、国土交通大臣が告示で定めるところによる、特別な指導と特定診断を受診させるよう周知する。

(ｵ) 過積載防止の徹底

過積載は、法令違反であることはもとより、操縦性が不安定となる。また、ブレーキの使用方法によっては、フェード現象を誘発することもあり、大変危険である。更に、重量違反車両の通行による道路構造への影響が指摘されていることから、運行管理者、運転者共に、積載品、積載重量、積載方法等を確認し、過積載とならないよう十分注意する。

(ｶ) 危険物輸送の安全確保

ａ．積載貨物に応じて、高圧ガス保安法、消防法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の運搬に関する諸法令を遵守する。

ｂ．危険物等の輸送の引き受けに際しては、危険物等の性状、異常時の措置及び防護器材の要否その他安全輸送に必要な情報を荷主から得た上で適正な運行計画を作成する。

特にコンテナ等については、必ず危険物等の収納の有無を確認する。

ｃ．乗務前の運転者に対する点呼時には、当該貨物が危険物であること及びその性状、異常時の連絡体制、通行経路の確認その他安全輸送に必要な注意及び指示を確実に行う。

また、関係省庁の指導の下に発行している日本化学工業協会会員会社の製造する化学製品についての緊急連絡カード（イエローカード）を携行させるとともに、緊急時において、これを活用できるよう日常の教育訓練を徹底する。

ｄ．運転者は運行前に必ず、標識、表示、消火器、固縛状態等が的確であるかどうかの確認の励行を期すとともに、特に、警察庁が１１月の１ヶ月間実施する「危険物運搬車両の指導取締り」期間には、危険物車両の安全運行に万全の体制を講じる。

(ｷ) 国際海上コンテナを積載したトレーラ運行の適正化

国際海上コンテナを積載し、トレーラを運行する場合には、関係法令で定める許可（制限外積載許可または特殊車両通行許可）の取得状況及び許可事項の確認を行い、運行の適正化を図る。

(ｸ)運輸安全マネジメントの導入促進

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(ｹ) 車両の管理

ａ．運行車両は定期点検・整備及び日常点検を確実に実施する。特に大型車両車輪脱落事故の防止のため、自動車点検基準にもとづき、ディスク・ホイールの取付状況等の確認を徹底する。

ｂ．運転手から車両不備の報告を受けた場合は速やかに修復措置を講ずる。また、故障等の発生に備え、代替車両を予め計画しておく。

ｃ．年末年始時期は、降雪、凍結期となるので、冬期用タイヤとの交換、タイヤチェーンの整備、滑り止め対策等の措置を早目に講ずる。なお、タイヤ交換時には、規定トルクでホイール・ナットを締め付けること、誤組みをしないこと等の注意事項に留意する。

ｄ．無車検車両、無保険車両は運行しない。

ｅ．過積載を助長する不正改造及び大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）不正改造は絶対に行わない。また、安全運行の妨げとなる装飾板、着色フィルム等の取り付けについても禁止させるように徹底する。

②．安全運転の徹底

(ｱ) 追突の防止

一般道路・高速道路での追突死亡事故が多発していることから、同種の事故の防止についての指導を徹底させる。

ａ．定められた最高速度を厳守する。

特に年末年始は、交通量の増加と降雪、凍結等による路面変化が予想される時期でもあるので、交通、道路、気象等の状況を確認し、これらの状況に適応した安全速度で走行する。

ｂ．十分な車間距離を保持する。

特に高速道路においては、前走車への無理な追随走行や割込みはしない。

ｃ．脇見運転、漫然（ボンヤリ）運転をしない。

特に高速道路においては、常に先行車の挙動や道路状況に十分注意し、これに適応した運転操作を励行する。

ｄ．運転中は、携帯電話等を使用しない。やむを得ず使用する場合には、安全な場所に停車し使用する。

(ｲ) 飲酒運転等の厳禁

酒気帯び・飲酒運転又は覚醒剤の使用は絶対行わない。特に年末年始は飲酒の機会も多いと思われるが自己管理を徹底させ、飲酒の際は残留アルコールにより翌日飲酒運転となることのないよう飲酒量及び飲酒時間に十分注意する。

(ｳ) 歩行者等の保護

歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の、安全を確保する。特に年末年始は人出が多いため、十分な注意が必要である。危険が予測される場合は減速運転を励行するとともに、夕暮れ時と夜間時の走行には、特に注意をするよう徹底する。

(ｴ) 交差点における事故防止

交差点では十分注意して徐行する。特に右左折時は安全を十分確認し必ず徐行するとともに特に子どもと高齢者の歩行者や自転車利用者の通行に十分注意する。

また、大型車が左折する際は、内輪差及び死角を念頭にいれ、巻込み事故を起こさないよう慎重に運転する。

(ｵ) 追越し時の注意

前・後方の交通及び道路状況について安全を十分確認してから行う。

(ｶ) 居眠り運転の防止

運転中、眠くなったら、速やかに近傍休憩施設において休憩、休息をとる。

(ｷ) タンクローリーの横転防止

タンクローリーの運転に際しては、積荷が流体であるため片寄りが生じることや積荷により重心が高くなるなど車両特性をしっかりと理解して、横転を防ぐためにカーブ時の減速運転の徹底、ハンドルやブレーキ操作に

十分注意するなどより慎重な運転を徹底する。

(ｸ) 保安基準緩和車両の通行条件厳守

保安基準の緩和を受けた大型車の運転に際しては、関係法令に定める許可条件（特殊車両通行許可、制限外積載許可）で指定された通行経路、通行時間帯、通行条件等を厳守して運行する。

(ｹ) その他の安全運転

ａ．踏切道では、必ず停車して安全確認後通過する。

ｂ．運転時は、シートベルトを必ず着用する。

ｃ．鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さを確認のうえ、指示された運行経路を運行する。

ｄ．荷崩れ防止のため、固縛・積付けは適切な方法で行い、輸送途中も随時点検する。

(ｺ) 運行上の違法駐車対策

貨物の積卸しに必要な駐車スペースが不足していることから、積卸し時間の短縮化、積卸しの効率化等を図り、荷主等関係者にも駐車スペースの確保、積卸し時間の短縮化、積卸しの効率化等について協力を依頼し、違法駐車対策を推進する。

(ｻ) 運転マナーと技量の向上

正しい運転は、交通法令の遵守（交通ルール）はもちろんのこと、思いやりと譲り合いの気持ちをもった運転マナーと車両の正しい取扱いによって得られる。このため、運転者は人にやさしい運転を心がけ、交通法令等を熟読理解するとともに、当該車両取扱説明書に基づく、正しい車両の取扱いに習熟し、安全運転の確保を念頭において運転する。

（２）交通公害の防止

①．車両騒音等への対処

(ｱ) 過積載をしない。また、定められた最高速度を超え走行しない。

(ｲ) 窒素酸化物等の排出量の少ない最新の排出ガス規制適合車への代替促進・低公害車の導入促進を図る。

(ｳ) CO_2の排出量削減を図るため、エコドライブの推進に努めるとともに、休憩・仮眠中のアイドリングストップの実践を心がける。

②．ディーゼル黒煙低減

(ｱ) 保有車両について、エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプを重点とした点検・整備を自主的に実施する。

③．地域住民に対する深夜、早朝の騒音防止

(ｱ) 暖気運転は静かにアイドリングを行い、水温計が少しでも動いたら完了する。

(ｲ) 駐車する場合はエンジンを停止する。

(ｳ) 走行する場合は、指定の車両通行帯及び通行時間を厳守する。

（３）輸送秩序の確立

①．過積載運送の防止

(ｱ) 事業所は、適切な運行（積載）計画を作成し、過積載を防止する。

(ｲ) 運転者には、積載物、積載重量、積載方法等を事前に確認させるとともに過積載となる車両は運転させない。

②．巡回指導の実施

(ｱ) 適正化指導員等の地域内の巡回指導により過積載、名義貸し、自動車NOx・PM法逃れのための車庫飛ばし、違法白トラ等の悪質な法令違反者の発見に努めるとともに、行政への通報を行う。

また、正しい積載方法（落下防止）と運転方法について指導する。

(ｲ) 行政当局との密接な連絡調整を図り、事業者研修、指導研修、ブロック連絡会議等を開催して、業界全般並びに指導員等の資質の向上を図る。

③．輸送サービスの向上

(ｱ) 利用者に対しては常に笑顔と誠意をもって接するとともに言語態度を明快にし、親切、丁寧に対応する。

(ｲ) 輸送相談所を開設し、一般利用者に対する広報活動ならびに積極的な輸送相談を行う。

(ｳ) 関係事業所の一般利用者窓口との連携を図る。

７．実施要領

前項の「実施事項」を確実かつ効果的に実行するため、それぞれ次の要領により本運動の目的を達成する。なお、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

事業所

①．自社広報紙等の利用、或いは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により本運動を従業員に周知徹底させる。

②．本運動の実施事項について、チェックリスト等を作成して総点検を行い、必要な改善事項を明らかにし、その改善に努める。

③．従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、意識、職能の向上に努める。

また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。

④．ドライバー管理を適切に行うため、自動車事故対策機構等の適性診断を活用する。

⑤．自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の規定による「自動車運送事業等の判断の基準となるべき事項」に基づき、ＮＯｘ・ＰＭ削減対策を講ずるよう努力する。